

耐震

我が地震から家を守る



【写真】能登半島地震で倒壊した家屋
平成19年3月25日9時41分58秒、石川県輪島市西南西沖40kmの日本海海底を震源とする能登半島地震が発生。地震の規模を表すマグニチュードは6.9。六水町、輪島市、七尾市で最大震度6強を観測し、石川県、富山県、新潟県で震度5弱以上の揺れを観測した。

地震大国日本

まだ記憶に新しい東日本大震災や阪神・淡路大震災、能登半島地震、新潟県中越地震、岩手・宮城内陸地震など、日本は世界でも有数の地震大国です。近い将来、首都圏直下型地震や東海地震などの発生も予想されており、被害を増大させない地震防災対策が迫られています。

耐震診断を受けましょう

阪神・淡路大震災では地震の直接的な被害で亡くなられたかたのうち約9割が住宅などの倒壊による圧死でした。大切な命を守るはずの住まいが地震に耐えられず、一転して凶器となってしまうのです。あなたの住まいは地震に耐えられますか？

国の試算では全国の約25%（木造住宅では約40%）の住宅については、耐震性が不十分とされています。中でも昭和56年に制定された新耐震基準以前に建てられた住宅は、特に耐震性が不十分といわれています。では、どうすれば地震から我が家を守ることができのでしょうか。

まずはじめに、町で行っている無料の耐震診断を受けてみましょう。

町の耐震に関する事業

対象となる住宅

○昭和56年5月31日以前に着工した一戸建て木造住宅または木造併用住宅（住宅部分の床面積が2分の1以上）

・在来軸組工法で建築された建物で階数が2階以下

※プレハブ住宅、ツーバイフォー住宅、軽量鉄骨住宅は対象外です。

①耐震診断（無料）

町が委託した建築士事務所協会の耐震診断士が、住宅の耐震性を調査・評価して、大地震の発生時に倒壊する可能性があるかを判定します。

②耐震相談会（無料）

耐震診断士から耐震診断の結果について説明を行います。また、耐震改修の方法や概算の費用などについて相談を受け付けます。

③耐震改修（補助金）

耐震診断の結果、倒壊の可能性がある、または高いと判断された住宅に耐震改修を行う場合、その費用の一部（最大80万円）を補助します。

耐震改修を補助します

町の耐震関連事業の対象となる住宅にお住まいで、今後、リフォーム工事を検討されているかた、リフォーム工事をする前に耐震診断を受けてみませんか？

耐震診断の結果、大地震で大きな被害が出ると判定された住宅について、一定の条件を満たす耐震改修工事を行った場合、補助金（最大80万円）の対象となります。

また、リフォーム工事、耐震改修工事、それぞれの工事を個別に行うよりも、同時に行うことで、費用を抑えて効率よく工事を進めることができます。

リフォームと耐震を組み合わせて、快適で安心な住まいづくりを実現しましょう。
※ただし、補助金の対象となるのは耐震改修工事に係る部分のみです。

リフォーム工事に係る部分については補助金の対象にはなりませんので、ご了承ください。

申込先・問合せ

計画管理係
☎内線421



耐震診断から耐震改修まで

耐震診断

住まいのどの部分が地震に弱く、どの位の地震に耐えられるのか確認してみましよう。

募集戸数

計20戸（先着順）

第一次募集期限

6月30日（月）

第二次募集期限

9月30日（火）



耐震相談



耐震診断の結果や耐震改修工事の方法などについて、専門家のアドバイスを受けてみましょう。今年度の耐震相談会は、7月頃に開催する予定です。

耐震改修

住まいの地震に弱い部分を補強する耐震改修工事を行い、安全・安心な住まいづくりを目指しましょう。

対象となる住宅

町主催の耐震診断を受けた結果、「倒壊する可能性が高い」、またはその可能性が高い」と診断された住宅

補助金額

補助金額は、精密診断、耐震補強設計、耐震補強工事に要する費用の2分の1以内とし、80万円を限度とします。
募集戸数
計5戸（先着順）

耐震Q&A

Q 耐震診断とは何ですか？

A 昭和56年以前の旧耐震基準で建築された建物を対象として、大地震の発生時に倒壊するかどうかを判断するための診断です。町主催の耐震診断では、外観調査や内観調査（建物の老朽化の確認）、建築確認等の設計図書と現地との照合、地盤の状態や基礎の劣化等の確認、屋根の重さや壁の強さ、配置バランスなどを現地で調査して診断します。

Q なぜ昭和56年以前の建物対象なのですか？

A 阪神・淡路大震災では昭和56年以前の旧耐震基準で建築された建物に多くの被害が出ました。一方で昭和56年以降の新耐震基準で建築された建物は被害が軽かったことから、旧耐震基準で建築された建物が対象となりました。